

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	岐阜市 予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- 岐阜市では「岐阜市特定個人情報ファイル安全管理規程」を定めており、特定個人情報保護評価については本規定を活用したリスク評価を実施している。
- 予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岐阜市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和3年12月27日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	<p>1. 予診票の発行 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種及び高齢者用肺炎球菌感染症の予防接種の対象者に、接種を促すために、個別で予診票を発行する。なお、未成年者に郵送する際には、宛名は世帯主としている。</p> <p>2. 接種情報の記録 予防接種終了後に、医療機関等から提出された予診票を基に、接種日、接種医療機関を記録する。</p> <p>3. 接種の勧奨 予防接種の対象者に接種を促すため、郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p> <p>4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録、予防接種の実施後に接種記録等を記録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	<p>1. 予診票発行対象者の確認に必要な住民基本台帳記録の参照を行う。</p> <p>2. 予診票の発行、接種に関する記録の登録・修正・照会を行う。 (予防接種実施状況の登録・修正・照会機能)</p> <p>3. ワクチン接種記録システム(VRS)向けに接種対象者情報、接種情報を出力する。</p> <p>4. ワクチン接種記録システム(VRS)からダウンロードした接種情報を入力する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2~5	

システム2	
①システムの名称	共通基盤連携システム(宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)、庁内連携システム等を含む。)
②システムの機能	<p>1. 統合宛名機能 (1)団体内統合宛名番号採番機能 業務システムからの要求に応じて、団体内統合宛名番号を採番し、業務システム及び中間サーバに返却する。 (2)番号管理情報更新機能 住民基本台帳情報(現存者)、宛名(住登外)情報の更新データが送付されてきた場合に、団体内統合宛名番号、個人番号及び宛名番号(業務)の紐付け情報を更新する。 (3)業務システム連携機能 業務システムからの要求に応じて、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を返却する。 (4)業務システム連携機能(番号情報) 業務システムからの要求又は番号管理情報の変更の際に、宛名番号(業務)に紐付く個人番号及び団体内統合宛名番号を返却する。 (5)団体内統合宛名番号表示機能 業務システムで団体内統合宛名番号を保持しない、又はシステム化されていない業務向けに、番号の紐付け情報を検索・表示する。 (6)中間サーバ連携機能(4情報提供) 中間サーバ又は中間サーバ接続端末からの要求に応じて、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を返却する。</p> <p>2. 中間サーバ連携機能</p> <p>(1)情報提供機能 統合DBから特定個人情報を抽出し、中間サーバに連携(提供)する。</p> <p>3. 情報照会機能</p> <p>(1)情報照会機能 業務システムから「他団体への情報照会依頼」を受信する。</p> <p>(2)情報照会連携機能 業務システムから受信した「他団体への情報照会依頼」を中間サーバに連携する。</p> <p>(3)照会結果取得機能 中間サーバから「他団体からの情報提供内容」を取得する。</p> <p>(4)照会結果回答機能 中間サーバから受信した「他団体からの情報提供内容」を、業務システムに連携する。</p> <p>(5)番号変換機能 宛名番号(業務)↔団体内統合宛名番号の変換を行う。</p> <p>(6)文字コード変換機能 業務システムにて使用しているデータの文字コードを変換する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (中間サーバ)</p>

システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 各事務システム接続機能 中間サーバと各事務システム、統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	福祉総合管理システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税情報(収入、所得、所得控除、扶養人数、税額等)を参照する。 ・給付の支給の審査に使用する。 ・住民税情報は庁内連携システムを介して税務システムと連携する。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

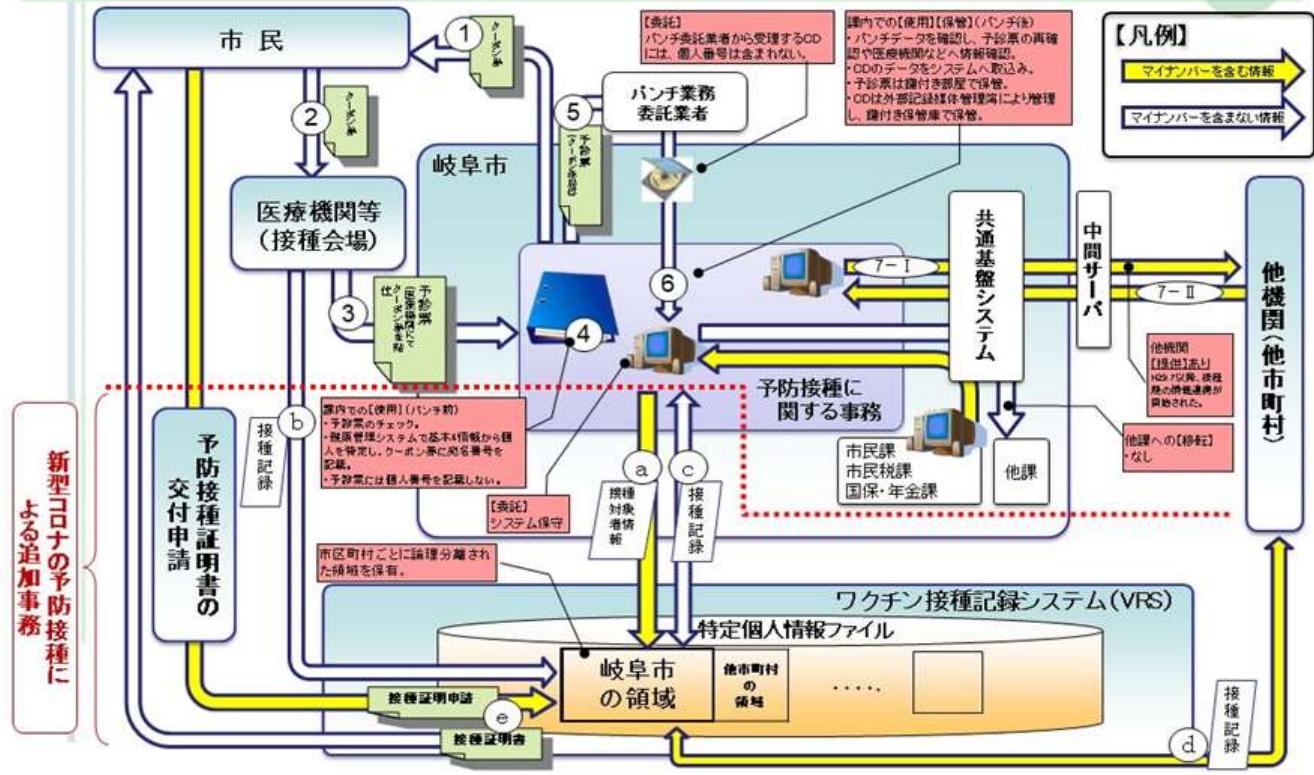
システム5	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム6~10	
システム6	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<p>【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面または機能を、地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム11~15	
システム16~20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の適切な実施及び接種勧奨のため、接種対象者及び接種履歴等の管理に用いる。 ・健康被害に係る給付における給付対象者及び支給状況等の把握に用いる。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・接種履歴の適正な管理により、未接種者の迅速な把握が可能となることで接種率の向上ひいては感染症の発生及び蔓延の防止につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令／総務省令第5号。以下「別表第一省令」という。) <ul style="list-style-type: none"> ・別表第一省令第10条、第67条の2 3 岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年岐阜市条例第54号。以下「条例」という。) <ul style="list-style-type: none"> ・条例第4条第1項 別表第1の1の項

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項、16の3の項) ・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)(別表第二における情報照会の根拠) 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項
<h2>7. 評価実施機関における担当部署</h2>		
①部署	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナワクチン接種対策課	
②所属長の役職名	感染症対策課長、新型コロナワクチン接種対策課長	
<h2>8. 他の評価実施機関</h2>		

(別添1) 事務の内容

予防接種 接種情報フロー



(備考)

- ① 健康管理システムにより取得した住民情報に基づき、クーポン券を作成、市民に送付する。
- ② 岐阜市から送付されたクーポン券を持参して、医療機関で予防接種を実施する。

<一般予防接種事務>

- ③ 医療機関等(接種会場)は予診票にクーポンを貼付し、岐阜市保健所に送付する。
- ④ 委託業者にパンチを依頼する前に、健康管理システムで個人を特定し、予診票に宛名番号を記載。(←個人番号とは相違)
- ⑤ パンチデータ入力委託業者にてパンチデータを作成する。
- ⑥ パンチデータを健康管理システムに取り込み、接種歴を管理。
- ⑦- I 予防接種履歴の情報を共通基盤システムへあげる。
- ⑦- II 他市町村からの転入者、他市町村への転出者に係る予防接種歴の情報は中間サーバを介して、取得及び提供する。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>

- a 健康管理システムから接種対象者情報を抽出し、ワクチン接種記録システム(VRS)に取り込む。
- b 新型コロナウイルス予防接種会場及び医療機関で接種記録をAI-OCRで読み込み、VRSに取り込む。
- c 接種記録は健康管理システム、VRS間で共有する。
- d 他市町村からの照会に応じて接種記録を提供するとともに、必要に応じて転入者の接種記録を他市町村に照会する。
- e 1 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。
- ※・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号入手し、使用する。
- ・接種証明書の交付に係る申請については、窓口や郵送の受入のほか、サービス検索・電子申請機能、電子交付アプリでの受領を行う。
- 2 接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて個人番号を入手し、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	<input type="checkbox"/> システム用ファイル	
	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [10万人以上100万人未満]	
	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	岐阜市における予防接種被接種対象者本人及び世帯主(過去、岐阜市に住民登録があった者を含む。)	
④記録される項目	<input type="checkbox"/> [10項目以上50項目未満]	
	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <input checked="" type="checkbox"/> [] 個人番号 <input type="checkbox"/> [] 個人番号対応符号 <input checked="" type="checkbox"/> [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <input checked="" type="checkbox"/> [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input checked="" type="checkbox"/> [] 連絡先(電話番号等) <input type="checkbox"/> [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <input type="checkbox"/> [] 国税関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> [] 地方税関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> [] 健康・医療関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> [] 医療保険関係情報 <input type="checkbox"/> [] 児童福祉・子育て関係情報 <input type="checkbox"/> [] 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> [] 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> [] 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> [] 雇用・労働関係情報 <input type="checkbox"/> [] 年金関係情報 <input type="checkbox"/> [] 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> [] 災害関係情報 <input type="checkbox"/> [] その他 () 	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号・その他識別情報(内部番号):対象者を正確に把握するために保有する。 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所):予防接種事務の遂行及び接種歴の保管のために保有する。 ・連絡先(電話番号等):予防接種事務に関し、本人への連絡のために保有する。 ・健康・医療関係情報:予防接種歴の保管のために保有する。 ・地方税関係情報、医療保険関係情報:給付の支給の審査のために保有する。 	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	令和3年3月12日	
⑥事務担当部署	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナワイルスワクチン接種対策課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人								
	[○] 評価実施機関内の他部署	(市民課、市民税課、国保・年金課)							
	[○] 行政機関・独立行政法人等	(厚生労働大臣)							
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人	(都道府県知事、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))							
	[] 民間事業者	()							
②入手方法	[○] その他	(医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者)							
	[○] 紙	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ							
	[] 電子メール	[] 専用線 [○] 庁内連携システム							
	[○] 情報提供ネットワークシステム								
③入手の時期・頻度	[○] その他	(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を含む)・サービス検索・電子申請機能)							
	<識別情報>								
	・隨時(変更時等)								
④入手に係る妥当性	<連絡先等情報>								
	・隨時(変更時等)								
⑤本人への明示	<業務関連情報>								
	・健康・医療関係情報:隨時(予防接種実施時点)								
⑥使用目的 ※	・地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報:隨時(健康被害に係る給付の申請時点)								
	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>								
⑦使用の主体	・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度								
	・転出先市区町村から個人番号の照会を受ける都度								
⑧使用の主体	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であつて接種記録の照会が必要になる都度								
⑨使用の主体	・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。								
	・健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給や障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。								
⑩使用の主体	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>								
	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)								
⑪使用の主体	・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)								
	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。								
⑫使用の主体	番号法第14条において個人番号の提供について規定されているとともに、利用、提供については、番号法別表第1(10の項、93の2の項)及び別表第2(16の2の項、16の3の項、115の2の項)にそれぞれ規定されている。								
	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>								
⑬使用の主体	・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。								
	・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。								
⑭使用の主体	・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。								
⑮使用の主体	・接種対象者及び接種履歴等を管理し、予防接種の適切な実施及び接種勧奨のため								
	・給付対象者及び支給状況等を把握し、健康被害の給付を適切に行うため								
⑯変更の妥当性		—							
⑰使用の主体	使用部署 ※	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナワクチン接種対策課、岐阜市中保健センター、岐阜市南保健センター、岐阜市北保健センター							
	使用者数	<table border="0"> <tr> <td align="center" style="padding-right: 20px;">[50人以上100人未満]</td> <td align="center"><選択肢></td> </tr> <tr> <td align="center" style="padding-right: 20px;">1) 10人未満</td> <td align="center">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td align="center" style="padding-right: 20px;">3) 50人以上100人未満</td> <td align="center">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td align="center" style="padding-right: 20px;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td align="center">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[50人以上100人未満]	<選択肢>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
[50人以上100人未満]	<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								

⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種対象者の登録・更新を行う。 ・接種結果の登録・更新を行う。 ・予防接種未接種者を把握し、接種勧奨の実施に活用する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
情報の突合 ※	<p>住民からの費用助成申請書等の内容と住基情報を突合する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。</p>
情報の統計分析 ※	個人を判別し得るような情報の統計分析は行わない。
権利利益に影響を与える得る決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・接種費用の自己負担免除者であることの決定。 ・健康被害に対する給付金の支給決定。
⑨使用開始日	令和3年3月12日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	<p>[委託する] <選択肢> (4) 件</p> <p>1) 委託する 2) 委託しない</p>
委託事項1	予防接種のデータパンチ業務委託
①委託内容	接種医等から提出された予診票の接種内容等の情報(個人番号は含まれない)をパンチ入力し、データ化する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
その妥当性	対象者の予診票の接種内容等をデータ化するのに必要な範囲である。
③委託先における取扱者数	<p>[10人未満] <選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (委託業者がスキャニング等した記録媒体)</p>
⑤委託先名の確認方法	岐阜市情報公開条例に基づく公開請求によって確認することができる。

⑥委託先名		株式会社 電算システム	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2		健康管理システム等運用業務委託	
①委託内容		健康管理システムの始業点検、ヘルプデスク、不具合切分け、定例処理等の運用業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	健康管理システムの安定した稼働のためにシステム内のデータを取り扱うことが必要である。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本庁マシン室にて健康管理システムを操作)	
⑤委託先名の確認方法		岐阜市情報公開条例に基づく公開請求によって確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社 インフォファーム	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項3		健康管理システム等パッケージソフトウェア保守業務委託									
①委託内容		健康管理システム等の問合せ対応、バージョンアップ対応、障害対応等の保守業務									
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>			<ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>									
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 									
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。										
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人未満]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 									
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ</p> <p>[○] その他 (委託先への特定個人情報ファイルの提供は無し。 本庁マシン室またはデータセンターで保守作業を実施。)</p>									
⑤委託先名の確認方法		岐阜市情報公開条例に基づく公開請求によって確認することができる。									
⑥委託先名		一般財団法人 岐阜県市町村行政情報センター									
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託しない]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 再委託する 2) 再委託しない 									
	⑧再委託の許諾方法										
	⑨再委託事項										
委託事項4		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等									
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等									
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>			<ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>									
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 									
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者										
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 									
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ</p> <p>[○] その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))</p>									
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。									

⑥委託先名		株式会社ミラボ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている (3) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1		都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項	
②提供先における用途		予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報		予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		予防接種法に基づく予防接種の対象者	
⑥提供方法		[○] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度		照会を受けた都度	
提供先2		市町村長	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号 別表第二 115の2の項	
②提供先における用途		新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報		新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の対象者	
⑥提供方法		[○] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度		照会を受けた都度	

提供先3	市区町村長
①法令上の根拠	番号法 第19条第15号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))</p>
⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p><外部データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムのサーバは外部データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を、ICカード、静脈認証等の生体認証、パスワード入力、監視カメラ等により厳重に管理している。 ・健康管理システムで取り扱う特定個人情報は、住民記録システムサーバ及び共通基盤サーバのデータベース内に保存し、データベースのバックアップを保存した外部記憶媒体は、遠隔地の安全管理措置が講じられた場所に保管する。 <p><事務室における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務室の全端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・事務室の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。 <p><本庁マシン室における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム等運用端末は本庁マシン室に設置しており、本庁マシン室への入退室は、入室時のパスワード認証、入退室の記録、監視カメラ等により厳重に管理している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>												
②保管期間	期間												
	その妥当性												
③消去方法	<p><選択肢></p> <table style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>・厚生労働省が定める定期接種実施要領において、少なくとも5年間は適正に管理・保存することされている。</p> <p>・予防接種に関しては、過去の接種履歴が必要となる場合があるため、長期間保存が必要となる。</p> <p>・サーバやパソコン等の処分時には、データ消去ソフトによりデータ復元が不可能な状態にしている。</p> <p>・申請書等紙媒体については、内部に定められた期間保存後溶解処理を行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を運用して完全に消去する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去ができる。</p> <p>・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</p> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <p>・LG-WAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。</p> <p>・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
7. 備考													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【一般事項】

個人番号、住基番号、氏名(漢字、カナ)、続柄、生年月日、保険、郵便番号、保健推進員、住所、行政区、小学校区、中学校区、保護者、世帯数、世帯番号、性別、年齢、国保区分、住民区分

【被接種者事項】

予防接種種類、接種・予診日、接種判定、実施医療機関、薬剤Lot.No、接種医、問診医

【詳細情報】

接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、受診時国保区分、対象外判定、請求日(月)、接種番号、接種会場、接種量、抗体価検査、特記事項、未接種理由、実施区分、発赤反応長径、硬結反応長径、二重発赤反応長径、二重発赤反応短径、所見、判定、依頼区分、二次・三次医療機関依頼、依頼日、依頼理由、ツベルクリン部位、ツベルクリン判定日

【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に係る記録項目】

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回(1回目/2回目)
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名 予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 必要な対象者以外の情報を記載できないよう、予診票の様式を定める。 市内連携システムを介して、予診票記載内容(4情報及び世帯情報)を住基情報と比較、診査及び確認し、対象者以外の情報の入手を防止する。 パンチ業務において業者に委託する依頼元データ及び成果品は、個人番号と紐づけできない状態のデータである。 パンチ業務で作成された成果品の住基番号はシステム上で住基台帳と紐づけられるため、対象者以外はシステムに入力されない。 <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するには、接種者から接種証明書の交付申請があつた場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <p>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 必要な情報項目のみを記載するよう、予診票の様式を定める。 予診票の内容から本人確認(住基番号の特定)を厳格に行う。 予診票の内容を複数人で診査・確認し、不必要的情報の入手を防止する。 <p>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 画面での誘導を簡潔に行うことで、住民が異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 <p>＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 職権を乱用し、利用目的以外の目的で特定個人情報を収集してはならないことについて、情報セキュリティ教育で規定や罰則について周知する。 入手する特定個人情報の利用目的を変更する場合には、岐阜市個人情報審議会の意見を聞き、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被接種者に必要な予診票であるかを決裁で診査・確認するため、特定個人情報を印刷するが、印刷する際は印刷指定等を行い、打ち出した資料は直ちに回収する。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正行為を行っていないことを確認する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・住民が個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらしながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及びその代理人から本人確認書類等の提示を受けて確認する。 ・予め保護者等が記載した予診票の情報(氏名、生年月日、性別、住所等)から個人を特定し、システム内で住基番号から個人番号を取得する。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・住民が個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの提示等により確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パンチ業者において、一人目のオペレーターが入力し、二人目のオペレーターがバリファイ入力しており、一人目が入力したデータと二人目が入力したデータが異なっていればエラーとなり、二人目のオペレーターが内容確認を行い、再度入力し確定する。 ・パンチ業者における入力プログラムには予めロジックチェック機能(項目ごとに設けられた入力規則)を設定し、プログラム上でエラーを検出する。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。なお、自動転記を行わない場合も、サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。

その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 システムの操作履歴を記録し、不正行為を行っていないことを確認する。 端末から一時的に離席する際は端末にロックをかけ、作業後はログオフを行う。 システムの利用は、市の施設以外及び市の保有する端末以外で実施できない。 特定個人情報を扱う端末は、内蔵ディスク及び電子記憶媒体への書き込み機能を禁止する。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>			
<ul style="list-style-type: none"> 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。 			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	統合宛名システムは、特定個人情報を取り扱う事務ごとに、特定個人情報の使用目的で認められる範囲の対象者及び情報以外が参照できないようアクセス制御を行っている。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>特定個人情報ファイルには、適切な権限がある担当者のみがアクセスできるよう設計されている。適切な権限がある担当者からのアクセスであっても個人番号を表示する必要ない業務(機能)からのアクセスについては、個人番号を画面表示しない設計としている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 接種会場等では、接種券番号の読み取り端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 パスワードは定期的に変更する。 なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 端末のパスワードの記録機能等を使用しない。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>権限のない者によって不正に使用されないように、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 		

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限と業務(担当職員)の対応表を作成し、ID/パスワードの発行管理を行う。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請する。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・権限の申請・変更・失効については申請書を使用し、記録を残す。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 				
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を、変更し、又は削除する。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 				
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴を記録する。 ・操作履歴の定期的な確認により不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に保管する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。 				
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム保守運用等のために管理者権限等の特権を付与されたID(以下「特権ID」という。)の利用については、パスワードの定期的な変更、特権IDによるアクセス環境(作業場所、接続端末等)の特定、利用の事前承認等の厳重な管理を行う。 				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員に対し、職場で守るべき遵守事項、特定個人情報を含む機密情報の業務以外の目的での利用の禁止、違反した場合の処分内容等について、情報セキュリティ教育を行う。 ・正職員以外の従事者(会計年度任用職員、アルバイト、外部委託事業者等)に職員と同等の情報セキュリティ教育を行った上で、「情報セキュリティポリシー遵守同意書」に署名させる。 ・サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を入力、照会する端末は、内蔵ディスク及び電子記憶媒体への書き込み機能を禁止する。 ・バックアップの実行は自動化し、特権IDでのみ実行、アクセスを許可している。 ・特権IDの管理及び運用は「Ⅲ-3. リスク2 その他の措置の内容」に従う。 <p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉</p> <p>住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<p>〈選択肢〉</p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p>	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置〉

- ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。
- ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
 - ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
 - ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。
- ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[委託しない]

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、委託先の情報保護管理体制として個人情報保護責任者と個人情報保護担当者が任命され、その役割や権限が明確になっていることを確認している。 <p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉</p> <p>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 		
-------------	---	--	--

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[<input type="checkbox"/> 制限している]	<p>〈選択肢〉</p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>	2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、委託先においてアクセス権限を付与する従業員数及びアクセス権限の範囲を必要最小限とすることを遵守させている。 ・契約書に、アクセス権限の管理状況等、情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に報告することを記載している。 		

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[<input type="checkbox"/> 記録を残している]	<p>〈選択肢〉</p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>	2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、特定個人情報ファイルを含む重要データについてアクセス権限の設定を行い、そのアクセス記録を保管する。 		

特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
	・契約書において、特定個人情報を含む情報資産の第三者への提供禁止を定めている。 ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、委託先において情報資産の第三者への提供の禁止を従業員に対して遵守させていることを確認している。				
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
	・保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を岐阜市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。 ・委託先に情報提供する際には、日付、枚数、媒体等を記載した管理簿を作成し、情報セキュリティ管理者の承認を得た上で受け渡ししている。 ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、情報の受け渡しの際に管理簿等で記録を取って実施することを確認している。				
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
	以下規定を委託契約書及び個人情報取扱特記仕様書に定めている。 ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務(委託業務終了後を含む) ・改竄、漏えい、滅失及び毀損の防止 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・提供した情報資産の複写又は複製の禁止 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・「情報セキュリティ対策チェックシート」による自己点検の実施 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・市による監査及び検査 ・市による事故時等の公表 ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法	—				
その他の措置の内容	・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、委託先においてアクセス権限を付与する従業員数及びアクセス権限の範囲を必要最小限とすることを遵守させている。 ・個人情報を含む重要データについてアクセス権限の設定を行い、そのアクセス記録を保管する。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
・委託先において契約書等に示す情報セキュリティの遵守が疎かになるリスクに対し、業務着手時及び年度当初に「情報セキュリティ対策チェックシート」により、遵守状況の自己点検を徹底させている。					

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」入手し、記録の確認をすることができる。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第19条第16号に基づき実施される、ワクチン接種記録システム(VRS)を介した提供のみを行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>
・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。
・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。
具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

	<p>1 目的外の入手が行われるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムを利用する者を限定し、利用者の管理を徹底することで、情報提供ネットワーク接続による目的外の入手のリスクに対応している。 ・情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、中間サーバの利用者IDを定期的に棚卸し、不用な利用者IDを消去する。 ・職員等の中間サーバのログイン認証は、中間サーバを利用可能な職員毎のユーザIDにより行い、その操作内容の記録を実施することから、職員等は中間サーバの利用者IDを他の職員と共有しない。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>2 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバとの接続において、不適切な端末等が接続できないよう対策を講じることで、リスクに対応している。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。 ・中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <p>3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>他団体への特定個人情報の照会に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間サーバ・ソフトウェアにおいて講じられた措置によってリスクに対応している。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 <p>4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>他団体への特定個人情報の照会に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間サーバ・ソフトウェア、中間サーバ・プラットフォームにおいて講じられた措置によってリスクに対応している。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害の対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 中間サーバとの接続において、不適切な端末等が接続できないよう対策を講じることで、リスクに対応している。 <p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 		
	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 他団体への特定個人情報の照会に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間サーバ・ソフトウェアにおいて講じられた措置によってリスクに対応している。 <p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 		
	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 他団体への特定個人情報の照会に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間サーバ・ソフトウェア、中間サーバ・プラットフォームにおいて講じられた措置によってリスクに対応している。 <p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>（※）中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか複合できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは複合されないものとなっている。</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害の対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 			
	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供ネットワークシステムによる情報提供については、必ず共通基盤連携システムの中間サーバ連携機能を経由することとし、許可されたシステム以外からの情報提供を禁止している。 特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定している。 中間サーバとの接続において、不適切な端末等が接続できないよう対策を講じている。 中間サーバに保存する特定個人情報ファイルの更新を職員等が誤って実施できないよう、システムを利用する必要がある職員を特定し、権限管理、利用者IDを定期的に棚卸し、不要なIDの消去等を行う。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
--------------	--

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 他団体への特定個人情報の提供に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間サーバ・ソフトウェア、中間サーバ・プラットフォームにおいて講じられた措置によってリスクに対応している。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・複合機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 他団体への特定個人情報の提供に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間サーバ・ソフトウェアにおいて講じられた措置によってリスクに対応している。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>	
①NISC政府機関統一基準群	<ul style="list-style-type: none"> 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
②安全管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。
③安全管理規程	
④安全管理体制・規程の職員への周知	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	<p>[政府機関ではない] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	<p>[十分に整備している] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	<p>[十分に整備している] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	<p>[十分に周知している] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない</p>

⑤物理的対策	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p>＜事務室における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務室内の端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・離席時は端末をロックしている。 ・特定個人情報が記載された申請書等は鍵付き書庫に保管している。 <p>＜外部データセンターにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンター内のサーバ室への入退室は、職員、保守事業者等のうち入室を許可された者のみに制限し管理しており、入室の事前申請の承認、入退室管理簿の記録をしている。 ・データセンター内のサーバ室への入退室は、ICカード(許可された者のみ所有)、静脈認証等の生体認証、パスワード(認可された者ごとに設定)による認証を必要とし、また監視カメラによる監視をしている。 ・サーバ室へのパソコン、外部記憶媒体、通信機器等の無断持ち込みを禁止している。 ・データの滅失、既存を防止するため、サーバ室は火災、水害、埃、振動、温度等の対策がされ、非常時用電源及び無停電電源装置を備えている。 <p>＜本庁マシン室(運用事業者のオペレーティング室)における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入室は入り口ドアのパスワード認証、入退室管理簿の記録で管理している。 ・監視カメラにより、入退室や作業状況を監視している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・端末はセキュリティワイヤーで固定する。 <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
⑥技術的対策	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴を記録する。 ・サーバ、パソコンにウイルス対策ソフトを常駐しリアルタイムチェックを実施し、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは自動化により最新のものを適用している。 ・ネットワークを通じての不正アクセス対策として、ファイアウォールやIPSにより、不正、不要な通信の検知や遮断をしている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策パッチ適用は、必要性、動作の安全性等を確認したうえで実施することとしている。 ・パソコンは許可なくソフトウェアを導入できないよう管理者権限を制限しており、また、パソコンを許可なくネットワークに接続できないよう、端末の認証等の制限をしている。 ・端末から一定の時間操作が行われない場合は、システムとの接続を遮断し、他者に利用されることを防止する。 <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	—		
再発防止策の内容	—		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と同様の方法にて安全管理をする。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	・府内の他システムとの整合処理を定期的に実施し、保存中の被接種者に関する情報が最新であるかどうかを確認する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 ・帳票については、規定に基づき、帳票等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・廃棄時には、規定に基づき、廃棄を行うとともに、廃棄日時、担当者及び処理内容を記録する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	

3. その他のリスク対策

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとができる体制を構築する。
--

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒500-8309 岐阜県岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナワイルスワクチン接種対策課
②請求方法	・岐阜市個人情報保護条例(平成16年岐阜市条例第1号)に基づき、所定の請求書に必要事項を記載し、提出する。
特記事項	市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料、写しの交付を希望する場合は、別途写しの交付に要する費用が必要。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナワイルスワクチン接種対策課 電話:058-252-0615、058-252-0538
②対応方法	問合せの受付時に起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法	岐阜市市民意見聴取プロセス実施要綱に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、市報に公表している旨の記事を掲載し、市ホームページ及び市内公共施設にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和4年2月15日から令和4年3月16日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見提出：0件
⑤評価書への反映	修正なし

3. 第三者点検

①実施日	令和4年3月24日
②方法	岐阜市個人情報保護審議会による第三者点検の実施
③結果	原案どおり認める旨の答申を得た。

4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】

①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	法改正により修正
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	岐阜市保健所感染症対策課、岐阜市中市民健康センター、岐阜市南市民健康センター、岐阜市北市民健康センター	岐阜市保健所感染症対策課、岐阜市中保健センター、岐阜市南保健センター、岐阜市北保健センター	事後	組織改編のため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 16の2の項、16の3の項	番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項	事前	法改正により修正
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 115の2の項	番号法第19条第8号 別表第二 115の2の項	事前	法改正により修正
令和3年12月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		(追記) 4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に關し、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録、予防接種の実施後に接種記録等を記録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に關し、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に關する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出
令和3年12月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能		(追記) 3. ワクチン接種記録システム(VRS)向けに接種対象者情報、接種情報を出力する。 4. ワクチン接種記録システム(VRS)からダウンロードした接種情報を入力する。	事後	重要な変更に該当しないため、事後に提出
令和3年12月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称		ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	同上
令和3年12月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	同上
令和3年12月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	重要な変更に該当しないが、任意で事前に提出
令和3年12月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面または機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	同上
令和3年12月27日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠		(追記) ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に關する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ①部署	岐阜市保健所感染症対策課	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナワイルスワクチン接種対策課	事後	組織改編のための変更であり、重要な変更に該当しないため、事後に提出
令和3年12月27日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	感染症対策課長	感染症対策課長、新型コロナワイルスワクチン接種対策課長	事後	同上
令和3年12月27日	I 基本情報 (別添1)事務の内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における内容を追記(本編参照)	事後	重要な変更に該当しないため、事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑥事務担当部署	岐阜市保健所感染症対策課	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナワイルスワクチン接種対策課	事後	組織改編のための変更であり、重要な変更に該当しないため、事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		(追記) その他 ・ワクチン接種記録システム(VRS) ・サービス検索・電子申請機能	事後	重要な変更に該当しないため、事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度		(追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 (転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から個人番号の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性		(追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第15号) ・当市の転出者について、転出先市区町村へ当市市区町村での接種記録を提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示		(追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	岐阜市保健所感染症対策課、岐阜市中保健センター、岐阜市南保健センター、岐阜市北保健センター	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課、岐阜市中保健センター、岐阜市南保健センター、岐阜市北保健センター	事後	組織改編のための形式的な変更であり、重要な変更に該当しないため事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法		(追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合		(追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析		(追記) 個人を判別し得るような情報の統計分析は行わない。	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	3件	4件	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	重要な変更に該当しないため事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲		予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性		ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	重要な変更に該当しないため事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		その他(LG-WAN回線を用いた提供)	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名		株式会社ミラボ	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑦再委託の有無		再委託しない	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている 2件	提供を行っている 3件	事後	重要な変更に該当しないため事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3		市区町村長	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠		番号法 第19条第15号	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ②提供先における用途		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ③提供する情報		市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 (5)提供する情報の対象となる本人の範囲		「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 (6)提供方法		その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 (7)時期・頻度		当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		<p>(追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 </p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法		<p>(追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、aaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 </p>	事後	重要な変更に該当しないため事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目		<p>(追記) 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に係る記録項目】 ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※)</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>		<p>(追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市の接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
令和3年12月27日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>		<p>(追記) <サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・画面での誘導を簡潔に行うことで、住民が異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 	事後	同上
令和3年12月27日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク2 リスクに対する措置の内容</p>		<p>(追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 	事後	同上
令和3年12月27日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容</p>		<p>(追記) <サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容		(追記) <サービス検索・電子申請機能における措置> ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。なお、自動転記を行わない場合も、サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 リスクに対する措置の内容		(追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるよう制御している。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		(追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法		(追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないように、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法		(追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法		(追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用の記録具体的な管理方法		(追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容		(追記) <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、電子管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4 リスクに対する措置の内容		(追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認		(追加) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録		記録を残している	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法		<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」入手し、記録の確認をすることができる。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法		定めている	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法		番号法第19条第15号に基づき実施される、ワクチン接種記録システム(VRS)を介した提供のみ行う。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 リスクへの対策は十分か		十分である	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 リスクへの対策は十分か		十分である	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクに対する措置の内容		<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクへの対策は十分か		十分である	事後	同上
令和3年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	事後	同上
令和3年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		(追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求められる物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	同上
令和3年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		(追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようになっている。	事後	同上
令和3年12月27日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法		(追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容		(追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	同上
令和3年12月27日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		(追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	同上
令和3年12月27日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	同上
令和3年12月27日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒500-8309 岐阜県岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市保健所感染症対策課	〒500-8309 岐阜県岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課	事後	組織改編のための変更であり、重要な変更に該当しないため、事後に提出
令和3年12月27日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	岐阜市保健所感染症対策課 電話:058-252-0615	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課 電話:058-252-0615、058-252-0538	事後	組織改編のための変更であり、重要な変更に該当しないため、事後に提出
令和3年12月27日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年3月12日		事後	重要な変更に該当しないため事後に提出
令和3年12月27日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和3年1月29日から令和3年2月28日まで	令和3年10月1日から令和3年11月1日まで	事後	重要な変更に該当しないため事後に提出
令和3年12月27日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和3年3月5日	令和3年11月30日	事後	重要な変更に該当しないため事後に提出
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		(追記) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	重要な変更に該当しないため、事後に提出
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更に該当しないため事後に提出
	I 基本情報 (別添1)事務の内容	○ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。 ※・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種証明書の交付に係る申請については、窓口や郵送の受入のほか、サービス検索・電子申請機能、電子交付アプリでの受領を行う。	○ 1 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。 ※・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種証明書の交付に係る申請については、窓口や郵送の受入のほか、サービス検索・電子申請機能、電子交付アプリでの受領を行う。 ○ 2 接種者について、アプリにおいて個人番号を入手し、接種者者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報をあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評議に係る規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他 ・ワクチン接種記録システム(VRS) ・サービス検索・電子申請機能	その他 ・ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。) ・サービス検索・電子申請機能	事後	重要な変更に該当しないため、事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 (転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)	・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度	事後	同上
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第15号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市市区町村での接種記録を提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号)	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市市区町村での接種記録を提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	事後	同上
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示		(追記) ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	同上
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用方法	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用方法 情報の突合	当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	同上
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	重要な変更に該当しないため、事後に提出
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	同上
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他(LG-WAN回線を用いた提供)	その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	同上
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		(追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	・転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があつた場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があつた場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事後	同上
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>		<p>(追記) <ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	事後	同上
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容</p>		<p>(追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>	事後	同上
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容</p>		<p>(追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>	事後	同上
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>		<p>(追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>	事後	同上
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 リスクに対する措置の内容</p>		<p>(追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	事後	同上
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。</p>	<p>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。</p>	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	同上
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第19条15号に基づき実施される、ワクチン接種記録システム(VRS)を介した提供のみを行う。	番号法第19条16号に基づき実施される、ワクチン接種記録システム(VRS)を介した提供のみを行う。	事後	法改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更に該当しないため事後に提出
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	同上
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 (6)技術的対策 具体的な対策の内容		(追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	同上
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	組織改編のための変更であり、重要な変更に該当しないため、事後に提出
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	同上
	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとができる体制を構築する。	事後	同上
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和3年10月1日から令和3年11月1日まで	令和4年2月15日から令和4年3月16日	事後	重要な変更に該当しないため 事後に提出
	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和3年11月30日	令和4年3月24日	事後	重要な変更に該当しないため 事後に提出